

AEDを導入します

自動体外式除細動器

自動体外式除細動器……聞きなれない名称かも知れませんが、でもAEDというところから聞いた方もおられるのではないのでしょうか。

このAED（自動体外式除細動器）というのは、簡単に言うと、心臓が小刻みに震え全身に血液を送ることができなくなる心室細動等の致死性の不整脈の状態を、心臓に電気ショックを与えることにより正常な状態に戻す機械です。平成16年7月から、一般市民による使用が認められたことから導入を進めている公共施設も増えています。

このほど本市でも、市民の皆さんがもしそうした突然の事態に遭遇されたときに、誰もがすぐに救命処置に対応できるようAEDの導入を決定しました。市では先に開催された平成18年甲賀市議会第4回臨時会で購入経費などの一般会計補正予算案を提出、議会で審議をいただき原案どおり承認されました。

今後、市では設置場所等を検討していきますが、当初は多くの皆さんの利用が予想される施設を中心に設置する予定です。

設置場所が決定した時点で、使用方法や設置場所等を本紙でお知らせします。



▲甲賀県事務所に導入されているAEDの装置

問い合わせ 健康推進課
☎65-0704 FAX63-4591

試算額

例1 夫婦と子ども2人 計4人加入

夫の所得資産

営業所得 200万円
 固定資産税 10万円
 妻・子どもの所得資産はなし
※夫婦は40歳以上65歳未満で
介護2号被保険者とする

改正前

所得割	95,190	介護	26,720
資産割	19,000		2,800
均等割	92,000		17,800
平等割	20,000		6,500
	226,190		53,820
年税額	279,900円		

改正後

所得割	115,230	介護	28,390
資産割	19,000		2,800
均等割	102,000		18,200
平等割	22,000		6,700
	258,230		56,090
年税額	314,200円		

改正前 年税額 279,900 円

改正後 年税額 314,200 円

〔差額〕

314,200-279,900=34,300

月々 約 2,860 円の増額

試算額

例2 夫婦2人 加入(年金所得のみ)

夫の所得資産

年金収入 260万円
 固定資産税 10万円
 妻の所得資産
 年金収入 70万円
 固定資産税 なし
※夫婦は65歳以上で介護納付金は
年金より特別徴収とする。
※夫は公的年金控除等見直しに伴う
経過措置の対象者とする。

改正前

所得割	49,590
資産割	19,000
均等割	46,000
平等割	20,000
	134,590
年税額	134,500円

改正後

所得割	64,860
資産割	19,000
均等割	51,000
平等割	22,000
	156,860
年税額	156,800円

改正前 年税額 134,500 円

改正後 年税額 156,800 円

〔差額〕

156,800-134,500=22,300

月々 約 1,860 円の増額

介護納付金の課税限度額が8万円から9万円に引き上げられました。

介護納付金
課税限度額の
引き上げ

公的年金等控除の見直しに伴う経過措置

公的年金控除の見直しに伴い、国民健康保険税の負担が増加する高齢者に配慮するため以下に該当する方は所得割算定基礎より平成18年度は13万円、平成19年度は7万円を控除します。

①昭和15年1月1日以前生まれの方
②平成17年度の個人住民税の算定にあたり公的年金等控除の適用があった方

〔平成18年度所得割算定基礎計算方法〕

〔公的年金収入－公的年金控除－経過措置13万円〕
＋ 年金所得以外の所得 － 基礎控除33万円
＝ 所得割算定基礎額

※〔 〕内がマイナスのときは〔 〕内の金額は0となります。

国民健康保険は、被保険者の皆さんが負担する保険税と国の補助金等によって運営されていますが、年々増加する医療費を賄い、健全な運営を図るため税率を改正するものです。

所得割などの税率を
改正します

改正前と改正後の税率比較

医療分	改正前	改正後
所得割	5.7/100	6.9/100
資産割	19/100	19/100
均等割	23,000円	25,500円
平等割	20,000円	22,000円

介護分	改正前	改正後
所得割	1.6/100	1.7/100
資産割	2.8/100	2.8/100
均等割	8,900円	9,100円
平等割	6,500円	6,700円

問い合わせ 税務課市民税係
☎ 65-0679 FAX 63-4574

平成18年度
国民健康保険税の
税率等を改正します。

国民健康保険 標準負担額 減額認定証の申請

入院をされたときの食事代について、減額認定証の交付に該当される方は申請が必要となります。該当となる方は、世帯の国民健康保険の加入者全員の平成18年度の市民税が非課税の世帯の方です。申請方法は次のとおりです。



申請場所
各支所 総合窓口課

持参するもの

・保険証
・非課税証明書（18年1月1日に甲賀市に住所のない方）

※なお、70歳以上の高齢者の方の「限度額適用・標準負担額についても同様です。平成18年度・平成19年度については、老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置があります。



問い合わせ

・保険年金課

国保年金係

・各支所総合窓口課

信案支所	甲南支所	甲賀支所	土山支所	水口支所	各支所総合窓口課	国保年金係
FAX 82-0820	FAX 88-0806	FAX 88-0834	FAX 66-0621	FAX 63-0642	FAX 63-0642	FAX 65-0648
☎ 82-0820	☎ 88-0806	☎ 88-0834	☎ 66-0621	☎ 63-0642	☎ 63-0642	☎ 65-0648
0820	0806	0834	0621	0642	0642	0648
1665	1009	1104	1003	1008	1008	1008
55	91	43	03	62	62	28